

組合は働きやすい職場と まともな賃金・権利を めざして活動しています

非正規勤職員が増加

いま、国でも県でも公務員の人件費削減がどんどんすすめられています。正規職員の賃金削減にとどまらず、公務員の定数減らしがすすめられ、その代替として非常勤職員の採用が増えています。

嘱託職員の労働条件は悪い

そうしたもとで、06年度から業務員、学校司書の職種に嘱託の制度が導入されました。

この制度は、みなさんが日々感じておられるように大きな矛盾・問題点を含んでいます。

1つめの問題点は、正規と同じ仕事なのに賃金水準が極端に低いことです。

2つめに、経験を積んでも賃金が上がらないことです。

3つめに、雇用が1年単位、更新は5年以内と不安定なことです。



組合のとりくみが成果を上げています

滋賀高教組は、こうした問題点を改善することが急務だと考えています。海外では正規と非正規の均等待遇の運動が前進しています。国内でもやっと2008年に人事院が、公務の部門での常勤職員との待遇の均衡をはかるよう勧告しました。

2009年には、嘱託の場合「週30時間（※）勤務の職員は、5月の連休期と年末年始に給料が減額される」ことの解消を重点課題の一つにし、県教育委員会と交渉しました。その結果、2010年4月1日から改善されました。

（※2009年度から28時間45分勤務になりました）

2013年には、更新回数の制限について交渉し、5年経過後に再受験することが認められるようになりました。

みなさんといっしょに 改善をめざします

私たちは、みなさんといっしょに力を合わせて勤務条件の改善をめざしたいと思います。組合への加入を心から呼びかけます。加入の申し込みは職場の組合役員までお願いします。

なお、組合費の月額、1000円です。

あなたの加入が大きな力につながります 組合への加入を心から呼びかけます

滋賀県公立高等学校教職員組合

TEL:077-522-4965 FAX:077-522-4978

E-MAIL:sikokyo@yahoo.co.jp

大津市朝日が丘1丁目11-3 教文会館

司書嘱託員・業務嘱託員の労働条件

1. 勤務日数など

- ①月16日または週28時間45分のいずれか。
- ②休憩時間
1日6時間を超える場合は少なくとも45分

2. 雇用

雇用期間は1年。ただし教育長が必要と認めた場合4回を限度として更新することができる。
4回更新（5年経過）後に、再受験することができる。

3. 賃金など

- ①別に定める月額が支給されます
支給日 翌月の7日迄
〈2012年度 月額 司書嘱託員 133,150円 業務嘱託員 124,450円〉
- ②その他、通勤費相当額が支給されます。
- ③給料が減額される場合
所定の勤務日数または、時間数を勤務しなかった場合

4. 休暇など

- ①年次有給休暇
非常勤嘱託員が6ヶ月以上継続勤務し、全労働日の8割以上勤務した場合には、年次有給休暇が与えられます(下表)。また、当該期間内に全部とらなかつた場合、次の期間に繰り越すことができます。

勤続年数		週28時間45分勤務			月16日勤務		
		年次有給休暇日数	前期間未取得分のうち繰り越される限度の日数	請求しうる限度の日数	年次有給休暇日数	前期間未取得分のうち繰り越される限度の日数	請求しうる限度の日数
1年目	6ヶ月から	10日	—	10日	7日	—	7日
2年目	1年6ヶ月から	11日	10日	21日	8日	7日	15日
3年目	2年6ヶ月から	12日	11日	23日	9日	8日	17日
4年目	3年6ヶ月から	14日	12日	26日	10日	9日	19日
5年目	4年6ヶ月から	16日	14日	30日	12日	10日	22日

②特別休暇（有給）

- 親族の死亡 配偶者10日、父母7日、子5日、祖父母3日など
- 夏季特別休暇 7月～9月までの期間内に6日
- 子の学校行事への出席 子1人につき2日
- 配偶者、子等の看護など 5日
(子が複数ある時は無給休暇5日)

◎採用時には、雇用期間を含む勤務条件を文書で示されることになっています。もし、わからないことがあれば、お気軽に職場の組合員におたずね下さい。

5. 社会保険など

健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法が適用されます。

6. 公務災害補償

公務上の災害または通勤による災害については、公務災害補償の対象となります。